

お知らせ

平成 30 年 11 月 29 日

農 林 水 産 省

中国による日本産食品の輸入規制の緩和について ～東日本大震災関連～

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴う中国による日本産食品の輸入規制について、昨日（28日）、新潟県産米の輸入停止を解除する旨の公告が中国政府（海関総署）のホームページに掲載されましたので、お知らせします。

海関総署公告 2018 第 175 号（日本新潟米の輸入を許可する公告）【仮訳】

評価を通じて日本新潟米の輸入を許可する。現在、関連の公告事項は以下のとおり。

- 1 日本新潟米とは、日本国新潟県産のもみ米及び新潟県産のもみ米を加工した玄米を指し、海関総署が登録・登記する日本の精米加工工場（企業名簿は海関総署のホームページ参照）において加工したものである。
- 2 日本新潟米は、輸入時に中国の食品安全及び植物衛生に関する法律・法規等の要求に適わなければならない。

本公告は、公表された日から実施される。



海关总署公告2018年第175号（关于允许日本新潟大米进口的公告）

经评估，允许日本新潟大米进口。现将有关事项公告如下：

一、日本新潟大米是指日本新潟县产稻谷及新潟县产稻谷加工的糙米，经获得海关总署注册登记的日本大米加工厂（企业名单请访问海关总署网站查询）加工而成的大米。

二、日本新潟大米在进口时应当符合中国食品安全、植物卫生法律法规等要求。

本公告自发布之日起实施。

特此公告。

海关总署

2018年11月28日

浏览次数：84

打印本页 关闭

